

## 喜多方市体育施設等使用料減免措置基準

### 1 対象施設

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 旧喜多方 | 押切川公園体育館、押切川公園スポーツ広場、押切川公園野球場、勤労青少年体育センター、市民プール、ひばりが丘球場、武道館（柔道場、剣道場、弓道場） |
| 熱塩加納 | 熱塩加納体育館、熱塩加納運動場多目的広場、熱塩加納運動場野球場、熱塩加納運動場テニスコート                            |
| 塩川   | 塩川体育館、堂島屋内運動場                                                            |
| 山都   | 山都体育館、山都テニス・バレーコート                                                       |
| 高郷   | 高郷体育館、高郷運動広場、高郷運動広場テニスコート、西羽賀体育館                                         |

### 2 全額免除

- (1) 喜多方市及び喜多方市教育委員会が主催する事業
- (2) 耶麻地区中学校体育連盟が主催する事業
- (3) 会津地区中学校体育連盟が主催する事業
- (4) 公益財団法人喜多方市体育協会が主催する事業
- (5) 公益財団法人喜多方市体育協会に加盟する各競技団体の大会等
- (6) 各町体育協会が主催する大会等
- (7) 喜多方市スポーツ少年団本部及び単位団が活動する事業
- (8) 喜多方市内の総合型地域スポーツクラブが主催する事業
- (9) 喜多方市内の私立幼稚園・こども園が教育目的として行う事業
- (10) 喜多方市内の中学校及び高等学校のクラブ活動（中学校部活動の地域クラブ活動を含む。）
- (11) 喜多方市内の小・中・高等学校が教育を目的として行う事業
- (12) 耶麻地区高等学校各競技連盟主催の大会等
- (13) 会津地区高等学校体育連盟主催の大会等
- (14) 会津地区高等学校各競技連盟主催の大会等
- (15) 社会教育関係団体が主催する大会等
- (16) 市町村、県及び国から補助金等の支援を受けて実施する事業
- (17) 障がい者個人の使用又は障がい者が半数以上の団体使用
- (18) 75歳以上の個人の使用又は75歳以上の者が半数以上の団体使用
- (19) 国又は地方公共団体が、市民の福祉の向上のため実施する事業
- (20) 市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。

### 3 2分の1減額

- (1) 喜多方市・喜多方市教育委員会が共催する事業
- (2) 学校教育法に規定されている市内の専修学校が行う授業及び行事
- (3) 65歳以上75歳未満の個人の使用又は65歳以上75歳未満の者が半数以上の団体使用
- (4) 市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。

### 4 その他の基準

- (1) 観覧料を徴収する場合は、原則として減免を認めないものとする。ただし、高等学校体育連盟、同競技連盟等が主催する大会については、入場者数を考慮しその都度協議する。
- (2) 冠大会等は、原則として減免を認めないものとする。
- (3) 大会等に準備は含むが、練習は含まないものとする。
- (4) 附帯設備は、シャワー室及び体育館アリーナ冷暖房とし、2(1)(11)(19)の場合は使用料の全額を免除することができる。

※ 市及び教育委員会の後援は減免の対象となりません。（他の減免基準に該当している場合を除く。）